火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人 大 分 県 編集

佐伯印刷株

(定価

一箇年 三万八千八百八十円)

毎週

## 平 十一月二十五日 第二八三四号

成二十八 年

日 )

曜

宇佐市安心院町楢本字菜

多田一〇〇六番四まで 宇佐市安心院町楢本字二

(

六 •

七

(金

一般国道五

〇 〇 号

園二三二二番四から

宇佐市安心院町楢本字菜

多田一〇一〇番二まで 宇佐市安心院町楢本字二 園二三二二番五から

瀬戸内海の環境の保全に関する大分県計画の廃止………………………………………………………………

示

目

次

В 四 四 • 

四

う。

多田一〇〇六番四まで 宇佐市安心院町楢本字二

Α

二八·二 六·七

五四六・〇

後

分地する を の 区敷 両関

平成二十八年十一月二十五日

園二三二二番四から 宇佐市安心院町楢本字菜

前

Α

二八:二

五四六・〇

及 び B 上記 A

メートル

メートル

及び路線名 道路の種類

X

間

前 後 別区域変更

敷地の幅員

延

長

大分県知事

広

瀬

勝

貞

備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十五日

その関係図面は、平成二十八年十一月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の

大分県知事

広

瀬

勝

貞

区域を変更する。

大分県告示第六百二号

百三十一号)は、平成二十八年十一月十五日に廃止した。

平成二十八年十一月二十五日

瀬戸内海の環境の保全に関する大分県計画を定める旨の告示(平成二十年大分県告示第四

大分県告示第六百一号

O 告

示

大分県報

(告示)